

平成29年度第4回自殺総合対策東京会議

計画策定部会

平成30年1月31日

【中山課長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成29年度第4回自殺総合対策東京会議計画策定部会を開会させていただきます。

本日は、お集まりいただきました委員の皆様方には、御多忙にもかかわらず御出席いただきまして、まことにありがとうございます。私は東京都福祉保健局保健政策部事業調整担当課長の中山でございます。議事に入りますまで進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

初めに、お手元の資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、座席表がございまして、次第、その後に資料1、2、3という形でつけさせていただいております。また、机上配付の資料といたしまして、緑色のフラットファイルを置かせていただいております。こちらは東京における自殺総合対策の基本的な取組方針を資料ナンバー1としまして、8の市町村自殺対策計画策定の手引までをつづつてございます。それから、お手元に、2枚のチラシも置かせていただいております。

もし、なければ挙手いただければと思います。途中で、ない場合にも、挙手いただければ係の者が参りますので、よろしく願いいたします。

本会議は、緑色のフラットファイル内にあります、自殺総合対策東京会議設置要綱第9条の準用により公開となっておりますため、議事内容は会議録として後日公開させていただきます。

なお、本日の出欠状況でございますけれども、清水委員は遅れておりまして、港区の白井委員は、所用のため御欠席ということで御連絡をいただいております。

それでは早速、議事に入りたいと思います。ここからは鈴木部会長に進行をお願いしたいと思います。鈴木部会長、よろしく願いいたします。

【鈴木部会長】 それでは、どうぞよろしく願いいたします。これから議事に入りたいと思います。

前回に引き続きまして、委員の皆様から、できる限り御発言をいただきたいと思いますので、何卒議事の進行に御協力をお願いいたします。

まず初めに、議事（１）になります。「東京都自殺総合対策計画（仮称）」原案について。こちらは事前に資料をお送りいただいておりますけれども、改めて事務局から変更点などについて説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

【中山課長】 それでは、お手元に、厚くて恐縮なのですけれども、資料１という「東京都自殺総合対策計画（仮称）」と、資料２として、前回各委員の方々からいただきました御意見を整理させていただいた表、資料３として、前回からの変更点という形で資料を整理させていただいております。お手元に資料ございますか。よろしいですか。

それでは、まず、いただいた御意見のところから御説明させていただきます。資料２を御覧ください。日高委員から御意見をいただきました。４ページになります。４ページの下に計画期間等々を入れさせていただいておりましたが、この点について、数値目標は３８年までとなっているけれども、計画期間は３４年までの５年間なので、３５年以降どのように取り組んでいくのか、都民の方々にわかりやすくしたほうがよろしいのではないかとというような御意見をいただいたかと思えます。

御意見をいただいたものを修正させていただいたのが、資料１の４ページの一番下の下線になります。「ただし、自殺の実態の分析結果や社会情勢の変化等を踏まえ、適宜内容の見直しを行うこと」としておりますということで、もちろん計画期間は５年間でございすけれども、社会状況で激動の何かがあったということがあれば、これ自体ももともとPDCAサイクルで１年間ずつ評価していくということがありますので、その中でも計画策定の見直しは行うことがあるのだということに記載させていただいております。

２点目といたしましては、自殺総合対策の大綱等は１０年間の数値目標を示させていただいて、東京都も、平成２７年から１０年後の３８年の自殺の数値目標ということで、５ページに記載させていただいております。その中で、中間年の５年のところの数値目標も算出できるという御意見を、清水委員からいただいたところなのですけれども、今回東京都では自殺総合対策大綱とあわせていますので、計画の数値目標の表記といたしましては、１０年後ということで自殺死亡率、自殺者数両方とも３０％以上減少させることを、平成３８年までということで記載させていただこうと考えております。

次に、資料１の２６ページを御覧ください。こちら日高委員から御意見いただきました。実際に児童生徒の自殺防止サポート活動を行っているところということで、コンビニはどれくらいかと、実績を追記したほうがよいのではないかと。また、もう少し具体的に取組を書いたほうがよいというような御意見をいただいたところでございます。

コンビニに実際にそのような問い合わせが来たとかいうのは、正直、数値としては取っておりませんので、こちらは実績を載せるということは難しいということ、まず1つお答えしたいと思います。「また」以下、もう少し具体的に取組を書いたほうがよいということで、26ページの丸の2個目です。児童生徒の自殺防止サポート活動ということで、取組内容という形で3点大きく入れさせていただきました。前回よりも、こちらのほうがわかりやすくなっているかなということで、工夫させていただいたところがございます。

次に、27ページです。意識調査を東京都でやったものを受けて、都としてどのような取組をしていくというような記載があったほうがよいのではないかと御意見をいただきましたので、資料1の27ページでございます。第5章、今後の方向性のところの一番トップに、東京都の自殺の現状や意識調査結果、及びこれまで取り組んできたというところで掲載させていただくとともに、今回意識調査の中では、例えば普及啓発がまだまだだとか、SNSなどを利用した相談も施策として進めたほうがよいのではないかと御意見をいただきましたので、取組としても後ほど出てまいります、普及啓発ですとか、SNS相談の施策を盛り込んで記載してあります。

次にいただいた、企業における取組に関しましては、今後とも東京都の産業労働所管と連携して取組を進めていきたいと考えてございます。

次に、藤澤委員からいただきました、医療機関への研修の件でございますけれども、都が実施する研修に関しましては、今、積極的に広報を行っているところでございます。当然ホームページに掲載するところもそうですが、区市町村等の連絡会ですとか、先日、藤澤委員からいただいた資料についても、ネットワーク機関に配布したりということで、今後とも普及啓発、広報していく予定でございます。

次に、40ページになります。産後うつの部分について、健康診査と予防の部分だけではなく、医療と連携というフレーズも追加したほうがよいのではないかとということで、産後うつが前回細かく二分されていたので、そこを一緒に書いて少し工夫させていただきました。40ページの白丸の下から3つ目です。健康診査を行う区市町村を支援するとともに、産後うつ等のリスクを有する家庭など、早期発見、早期対応・支援システムを充実させますということで記載させていただいております。

次に、新井委員からいただきました、35ページになります。若年層とは40歳未満であるが、この部分については、主に児童生徒に関する内容が記載されている。もう少し上の世代の若年層対策というものも必要ではないかとということで、35ページに記載してお

ります。企業における取組は、若年層全体に対するSNSを活用した取組ということで、35ページの2つ目がSNSを活用した取組、SNS自殺相談ということで、若年層に対する自殺防止対策を強化するため、SNSを活用した自殺相談を実施しますということで記載しております。

こちらのSNS自殺相談は、新規事業ということで、立ち上げる予定になってございます。東京都の予算は、これから議会で審議をいただくことになっているのですけれども、平成30年度の予算にはSNS自殺相談の経費を計上させていただいております。

次に、SOSの出し方教育についてということで御意見をいただきましたが、既に教育庁等でもやっておりますが、教職員向けの指導書を作成することということで聞いてございますので、こうした対応で考えております。

次に、39ページでございます。女性の自殺死亡率が高いということと、LGBTに関する内容もという御意見を小高委員からいただきました。そこで、39ページの上から丸の4つ目に性的マイノリティのところを追記させていただいております。

あとは、長時間労働等のところにメンタルヘルスですとか、ハラスメント関係を含めた相談等々も記載してございます。

次に、清水委員からいただきました、各種取組の事業所管をとということでしたので、42ページ以降が各種取組の今後の事業計画ということで、主要項目に分けて取組と、その下の括弧に所管が入ってございます。このような形で、全部整理させていただいております。

次に、もう1点、区市町村の取組好事例を他自治体へ提供することも都の役割として必要だと考えるという御意見でございますが、区市町村の取組好事例につきましては、これまでも東京都は区市町村連絡会等を通じて、その都度御紹介させていただきますので、計画には取組事例については追記しないということで整理させていただいております。

次に、31ページでございます。若年層に対しては、スマートフォン、携帯電話等、括弧書きで、アプリ等を使ったネット電話等も含むという下線部分を追記したほうがいいということですので、31ページの下から2行目、「アプリ等を使ったインターネット電話含む」ということで、記載させていただいております。

また、最後に、推進体制のネットワークのイメージを記載してはどうですかという御指摘でしたので、最後のページ、51ページに地域のネットワークのイメージ図を追加させていただいております。

こちらが今、各委員の方々から御意見をいただいたものを、こちらで対応できる部分等を一覧にして、資料1に反映させているところがございます。

次、資料3のところでございますけれども、こちらは全ての変更点を今、書かせていただいておりますので、各委員の方々からの御意見というところは割愛して説明させていただきます。

まず資料3の頭からです。まず、全般的に前回はたたき台ということでしたので、「である調」でございましたが、今回「です・ます調」に合わせております。文章の冒頭には年月日を先に入れるように、わかりやすく記載して修正させていただきました。

次に、資料1の1ページの20行目でございますが、自殺総合対策の基本認識のところを、大綱の基本認識は重要ですので、その文章を追記してございます。

また、ページをおめくりいただきまして、2ページの7行目でございますが、平成24年に見直しが行われた大綱の追加事項について、文中に記載してございます。

次、おめくりいただきまして、4ページでございます。4ページの23行目でございますけれども、(3)ということで、自殺対策の基本的な考え方でございますが、こちらは第5章の東京都における自殺対策の課題と今後の方向性のところに記載していたのですが、この基本的な考え方自体が計画策定の大もとであると考えていますので、こちらの第2章にそのまま移行してございます。

前回の御意見を踏まえたものは、先ほど御説明させていただきましたので、次に、6ページの8行目以降でございますけれども、統計の説明についてですが、警察庁の自殺統計と、厚労省の人口動態統計をそれぞれ分けるように修正いたしました。

次に、第3章のデータのところでございますけれども、全体的にグラフの配置を、主観的なところもあるかもしれませんが、見やすくさせていただいております。また、グラフの掲載順でございますけれども、全体的な状況に都道府県別の自殺死亡率や主要国の自殺死亡率を移行してございます。また、自殺死亡率の年次推移のグラフも追加してございます。(2)以降には個別のグラフ、性別・年齢別の特徴などを配置してございます。

次に、データの下のところを参考ということで、10年前の平成18年のグラフを入れさせていただきましたが、文章を枠の外に出した形で、見やすくさせていただいております。全体的に「年代別」という単語を、「年齢階級別」という文言に整理させていただいております。

次に、16ページの26行目でございますけれども、自殺の原因・動機について、男性

が女性よりも経済・生活問題や勤務問題の自殺割合が多いことの根拠として、表1の男女それぞれ人数・割合を追記いたしました。

次に、17ページの9行目でございますが、「自殺は平均4つの要因」の調査の根拠資料名、「自殺実態白書2008」ライフリンクを記載させていただいております。

次に、25ページになりまして、第4章に移ります。今回こちらの第4章で、これまでの評価ということで記載させていただいたのですけれども、今回この計画自体は最初につくるものですので、評価の部分は割愛させていただきました。これまでの取組につきましても、今後の施策とかなり重複する部分も多ございましたので、これまでの取組については一部の記載として整理させていただいております。

また、事業として進めております各種リーフレットを、いろいろなページに個別に添付していたのですが、26ページの下にまとめて記載するよう、見やすくさせていただいております。

次は、前回の御意見を踏まえということなので、割愛させていただきまして、資料3の2ページ目になります。第6章ですが、全体的に冒頭に記載した人口動態統計の調査に関する文章は、施策の最後に移行してございます。

そして29ページの3行目でございますが、冒頭に大きく3つの施策について、その施策の考え方等について記載されておりましたので、ここを追記させていただいております。

次に、第6章の1でございますが、全体的に(1)の区市町村等への支援強化から、(5)の生きることの促進要因への支援までについて、それぞれ冒頭にリード文といいますか、冒頭を取組の概要を追記してございます。

個別には、まず29ページの12行目でございます。国の自殺総合対策推進センターの話、冒頭の文章に移行してございます。

また、29ページの33行目でございますが、まさにこの東京会議、これは部会ですけれども、東京会議の話がございましたので、東京会議の運営を追加してございます。

次に、30ページの21行目については、各種相談窓口職員の方々を対象とした研修について、文章を1つにまとめて、わかりやすくしてございます。

次に、おめくりいただいて32ページの33行目でございますが、多重債務問題に関する相談・支援の充実について、文章を簡潔にまとめて読みやすくさせていただいております。また、次の37行目についても、同様に整理させていただいております。

また飛びまして、35ページの13行目でございます。(4)について、勤務問題による自殺対策の推進から、職場における自殺対策の推進という形で修正させていただいております。

次に、第6章の3で、38ページの18行目でございますが、スマートフォン用アプリ及びホームページによる相談について、自殺防止のための環境整備から、こちらの各機関の設置に移行させていただいております。

39ページの23行目については、生活困窮者の関係の文章を修正してございます。

42ページですけれども、先ほども御説明しましたが、各種取組の今後の事業計画を全て入れさせていただいております。

ざっと修正点と変更点等、御説明させていただきました。こちらから主な修正点は以上になります。

**【鈴木部会長】** 順番から行きますと、まず前回の各委員の意見に対する対応について、一つ一つ説明がなされました。それを受ける形で修正点、2枚にわたりまして、前回からの変更点についての説明をいただきました。そうしますと、資料1全体の原案が見えてくると思うのですけれども、ここまでのところで御意見を、質問も含めていただきたいと思っております。いかがですか。

お願いします。

**【清水委員】** まず2点あるのですけれども、1点が、前回は意見させていただいたのですけれども、東京都の自殺対策の責任者は誰かということです。当然、東京会議のことも、組織のところに書いてありますし、また東京都というくくりであるわけですけれども、都道府県自殺対策計画策定の手引きを厚生労働省が局長通知で全国に発出したものの17ページに、意思決定の体制をつくるというところで、行政トップが責任者となると。都道府県知事または副知事を責任者とするのち支える自殺対策推進本部を設置し、行政トップがかかわる形で自殺対策を推進する体制を整えるということで、手引きの中にあります。

もちろん手引きは強制力ありませんし、あくまでも参考にとということであるのですけれども、手引きでこのように都道府県知事または副知事が責任者となる体制を整えるということですので、私は東京都も、そうした体制をしっかりとつくるべきだと考えていますし、それを前回御指摘したのが、今回の修正の中に反映されていないと私自身は受けとめていますので、その部分をぜひまた検討いただければということが1点。

あと、もう1点は、これも前回御指摘させていただいたことなのですけれども、東京都

の役割として、区市町村への支援というものがあると思うのですけれども、これは今回かなり加筆していただいていますので、私が前回御指摘させていただいたことの部分も加筆していただいているのですが、ただ、自殺対策計画の支援です。区市町村が計画を策定する際の支援は、地域自殺対策推進センターの運営事業実施要綱、つまり東京都でいうと、東京都地域自殺対策推進センターの設置要綱に書いてある、市町村への自殺対策計画支援、これが一覧のところには書いてあるのですけれど、本体には書いてなかったもので、せつかなので本体にも書いたほうがいいのではないかとということと、あと、管内の連絡調整です。市町村間の調整も、7章の都の役割のところには入っているのですけれど、区市町村支援のところには入っていなかったようなので、再掲でもいいと思いますが、ここにも改めて加筆していただいたほうがいいのではないかと思います。

以上、ひとまずのところは2点です。

【鈴木部会長】 いかがですか。今、3点出てきた中での2番目と3番目に関しては、再掲ということで対応していただけると思うのだけれど、責任者、意思決定の主体といたしますか、これはどうされますか。

【中山課長】 御意見ありがとうございます。前回は御説明させていただいた、また回答になってしまいますので、詳しくは割愛させていただきますが、東京都としては、こういった計画ものについては必ず都のトップにまで上げて諮っていますし、また、最終的には、通常このような計画ものというのは、でき上がりのときは最後は頭に知事のお言葉が入ってできるものですので、あくまで責任者というのは東京都知事ということで考えておりますので、都としては、そのような形で対応したいと考えております。

後者でありました、区市町村支援のところでございますけれども、今、清水委員がおっしゃったのは、最初の本文の29ページのところに、全部入れたほうがいいのかということでよろしいですか。

【清水委員】 そうですね。そのようなことです。

【中山課長】 確かに計画策定の話は、後ろの表には出てくるのですけれども、こちらに入っていないので、検討させていただきます。29ページの区市町村への支援強化のところに記載すればよろしいですか。そのような形で検討させていただきます。

【鈴木部会長】 清水委員、このような対応でいかがですか。

【清水委員】 後者のところは、表現をそのようにしていただくのでいいと思いますけれど、前者に関しては、前回の繰り返しになりますけれども、あくまでも行政のトップが

責任者となる組織をしっかりとつくって、その中で責任を持って計画をオーソライズしていくということが、厚生労働省が出した手引きのいわんとしているところですので、それは当然、都の計画ですから、最終的には知事が決裁というか、ゴーサインを出して、しかも、「はじめに」のところ知事の挨拶がくる、これは当然ですけど、ただ、それと、知事がトップを務める体制をしっかりとつくって、トップがプロセスにかかわる形で意思決定をしていくというのは違いますので、引き合いに出すと、例えば長野県は長野県知事がトップを務める自殺対策推進本部というものを立ち上げて、ここが関係部局の局長を集めた会議を年に数回開いて、それで要所でこの計画策定にコミットしてきていますし、また今後も、この計画の中に盛り込まれた内容がしっかりと実施されているかどうかというのは、その推進本部でもってチェックしていくことの検討がされているところですので、私はそのように自殺対策に関しては、トップがしっかりと計画策定のみならず、その進捗管理も含めてトップがかかわる組織、会議体でもってチェックしていくべきだと思っています。

【鈴木部会長】        という1つの御意見をいただいております。

【中山課長】        御意見ありがとうございます。そもそもこの計画策定前から、東京都ではこれの親会になります東京会議が、自殺対策のトップの組織といいたいまいしょうか、そちらには今いろいろな取組を掲載させていただいておりますけれども、関係局の主要ポストの方々が参加させていただいて、会議も毎年開かせていただきますし、これについても、来月2月に開催される東京会議で諮っていくことになっております。

また、この計画が策定された後の進捗状況ということについても、部会での検討もそうですけれども、東京会議の親会にも諮っていくことで考えておりますので、東京都としては、そういった対応で進めていきたいと考えております。

【清水委員】        今の点に関して、東京会議はあくまでも有識者会議ですね。

【中山課長】        ただ、オブザーバーで全部入って。

【清水委員】        あくまでもオブザーバーですから。

【中山課長】        オブザーバーというか、一応要綱上は。

【清水委員】        委員として入っていても、ただ、あれは有識者会議の中に都の幹部の方たちが入っているということであって、東京会議というのは、あくまでも都の実施主体ではないですから。

【鈴木部会長】        その辺、どうなのですか。

【中山課長】        これまで東京都のこのような事業を進めていくとかということは、東京

会議に毎回諮っていますし、今の所管の各局については、東京会議に幹事ということで入っています。また、その下に課長級の幹事会も設けまして、そこでも議論させていただいていますので、そういった形で対応するというように考えております。

【鈴木部会長】 どなたからでも結構です。御意見いただきたいと思います。  
お願いします。

【森田委員】 質問させていただきたいのですが、42ページの区市町村等への支援強化というところに、交付金による財政支援というのが書いてあると思うのですが、この交付金の財政支援というのは、地域自殺対策強化交付金でよろしいのかどうかということが1点。

それと、これであるとすれば、この表で見ますと31年度からというように読み取れるのですが、そうではないのですね。30年度でよろしいわけですね。

【鈴木部会長】 では、1点目をお願いいたします。

【中山課長】 ありがとうございます。こちらには交付金という形で、おっしゃるとおり国の補助の地域交付金を主に財政支援ということで想定していますが、東京都では区市町村に対する包括補助というものがございますので、あちらも自殺対策の関係の対象事業がございまして、財政支援として、そこも含んだ意味で考えております。

民間には交付金になるので。

【森田委員】 わかりました。

【中山課長】 民間と区市町村を一緒にしてしまっていて恐縮です。また、30年からも継続して支援するということになります。

【森田委員】 はい。ありがとうございます。

【鈴木部会長】 お願いします。

【日高委員】 3点ほど。29ページの地域自殺対策推進センターというところで、これは意見というか、感想なのですが、推進センターで全自治体の支援ということで、機能をここで書いていただいているのは、これから計画を策定するところの自治体の担当者の方々にとって、とても期待されているセンターになっているのですが、このところの体制は、ここに書くものではないのですが、今度センターの機能や体制はどのようになっていくのかなというのが、もしできるものがあれば聞かせていただきたい。

2つ目は、30ページの相談窓口職員等を対象とした研修ということで、研修の機会を確保というのはとても大事なところなのですが、今後、研修の中身を更新していくと

いいですか、ただ座学でとか、そのようなところでは、今まで10年間ゲートキーパー養成研修とか、講演会とかやってきたのですけれど、研修自体がもう少し質を担保していくようなこともやっていくことを入れていくのも大事なと1つ思いました。

それと、最後のページのネットワークのイメージ図なのですけれど、いろいろな網かけの相談機関が書いてあるのですけれど、下の枠のところ区市町村内の体制と書いてありますけれど、多摩地区の市町村で大体自殺の窓口となっているのが、健康主管課さんであったり、実際に保健師さんなどが市民の相談を受けていたこともあります。そのようなところが、この中には見えない。そのような部署が、ここにもう少し明確に書いていただいたほうがいいのかなと。このイメージ図で伝わるかなと。もう少し明記も難しいですね。難しいのですけれど、肝心の事業主管課のところはクローズアップしたいなという部分もあったりするので、まだ考えなければいけないかなというようなことを思いました。

**【鈴木部会長】** 3点いただきましたけれども、地域自殺対策推進センターの内容等を、どの程度共有していくかということに関して、これはいかがですか。

**【中山課長】** 御質問ありがとうございます。1点目は、29ページの地域自殺対策推進センターの体制というのは、人為的なことですか。

**【日高委員】** それも含めてなのですけれど、ほんとうに大変な重要な役目として期待が大きいのですけれど、実際、東京都のセンターというのは、今後どのように発展させていくかといいますか、何かイメージがありましたら教えていただければと。

**【中山課長】** ありがとうございます。ここには書かないですけれども、体制というところでは、私を含めて基本的には5人体制になっておりまして、内1名が専門職ということで、保健師さんの非常勤さんを今考えているところで、進めていく予定であります。

また、今も区市町村に対しまして連絡会等を、今年度は既に3回、また年度末に向けてもう1回ということで、今年度はおそらく4回開けると思っています。ですから四半期に1回ぐらい開ける形で、そのタイミングというのは、例えば国の何か方針が出たとかというタイミングに合わせたり、例えば東京都のこのような計画ができたとか、そのようなタイミングもはかりながら、時期はやっていかなければいけないと思っています。

今年度の区市町村の連絡会では、東京都は、国から計画策定について研修的なものを受けていますので、そのフィードバックということで進めさせていただいております。おそらく来年度も前半はかなりその辺が主になってくるのかなと思っています。

ただ、この計画をつくるための研修という形ではなくて、先ほども申し上げました

各区市町村でそれぞれ温度差がありますけれども、取組の好事例等もございますので、その辺も紹介しながらというように考えております。

また、既に幾つかの区市から御相談をいただいているのですが、区や市においても、これから計画策定していく上で、どういった方を委員にしたらいのかというような御相談をいただいておりますので、都の委員の御紹介をさせていただいたり、あと、連絡会でもメンバーを御紹介させていただくなどといった形での支援はさせていただいているところでございます。

また、今はまだでき上がっていないのですが、今年度のデータから見る区市町村の状況と、都下の自殺の関係の団体がどのような事業をやっているかというのを少しまとめさせていただきましたので、それを区市町村に提供する予定でおりますので、それを見ると、例えば西東京市であれば西東京市の近くの団体で、このような事業をやっているというのがわかってくるかと思っておりますので、その辺も参考にさせていただければと、今データのなところは整理しているところでございます。それが1点目です。

2点目が、30ページの研修のところでしたか。ほんとうに御指摘のとおりだと思います。研修はずっと同じことをやっていけばいいというものではないという御指摘だと思いますので、確かに、その時代に応じたカリキュラムとか内容は必要だと思いますが、ここは書き方を、またこちらでも検討させていただきます。

最後、イメージ図ですか。実は私どもも、これはすごく悩んでおまして、そもそもこれは東京都の取組方針のときにつくらせていただいたイメージ図をもとに、今のバージョンの地域自殺対策推進センターなどを入れさせていただいて、整理させていただいているのですが、もし、ここをこうしたほうが、わかりやすいのではないかとか、イメージしやすいのではないかとか御意見がありましたら、御教示いただけるととてもありがたいと思っておりますので、もし何かあれば、この会議の場でなくても、後から御連絡いただいても結構ですので、御意見いただけるとありがたいと思っておりますのでございます。こちらに関して、徳丸委員から御意見があると伺っていますので、今よろしいですか。

【徳丸委員】 イメージ図については、こういった形で書かれるのは一般的かと思うのですが、常々思っていることは、セーフティーネットを表現したいわけなのですが、大抵中ががらんどろで、そこに落ちると、その下に落ちこちていってしまうような図になっているのです。実際のネットワークがほんとうにそのようになるというのは、現実的には難しいことではあるのですが、それぞれの要素が、それぞれ連絡が取れる、連携が持てると

ということが、目指すべきところかと思imasので、ほんとうは全ての要素から全部のところにコネクトが伸びるといのが望ましい姿だろうとは思imas。

そのようなものは見にくくて仕方がないといことはあろうかと思imasので、その辺は、できる範囲でといことかと思imas。

【中山課長】 ありがとうございます。おっしゃるとおりで、ほんとうは全部のところに全部の線が出ていますのですけれども、全部に線だと、線だらけになってしまうのかなと思ったのですけれど。

【徳丸委員】 少し見せ方の工夫とい点で、できる範囲のことがあれば、してもいいかなとは思imas。

【中山課長】 考えてみます。

【徳丸委員】 あまり本質的なところではないと、お感じになるかもしれないですけれども、イメージとい点では、できるのであればと思imas。

【中山課長】 ありがとうございます。

【鈴木部会長】 ありがとうございます。

どうぞ。

【小高委員】 それに関しては私も、このようなグラフィックな絵心は全くないので、提案させていただくことはできないですけれども、線につながっているといところが。線につながれると、線と線の中からこぼれ落ちるといようなところなので、線のつながりから面のつながりへといような形でいわれることもあるかと思imasのですけれども、そのお皿で受けとめるようなイメージの図といのはできないものですか。

そのようなデザインができたなら、ものすごく活用できるのではないかと、反対に思っているですけれども。勝手なことを申して、済みません。

【中山課長】 考えてみます。

【藤澤委員】 乗かって発言なのですけれども、この中に気づくのは、住民の方御本人といのが、ここに入れないといのも気になったのです。そのような意味で、円につながっているですけれども、例えば真ん中に利用者の方といるか、住民の方といるか、そのような方をイメージするようなものを入れていただいて、そこで周りで囲んでいるとい感じにすると、もう少し今のようなところが改善される可能性があるのかなと思imasした。

勝手ばかりで申しわけございませぬ。

【鈴木部会長】 なかなか難しいところです。

どうぞ。

【清水委員】 地域のネットワーク、基礎自治体がこのようなネットワークの図を使うのはわかるのですが、東京都と区市町村との関係を、これで表現するのはなかなか難しいのではないかと思います。むしろ、前のページ、50ページに都の役割と区市町村の役割とありますけれども、都内の民間団体や関係団体と区市町村に対して、東京都がどのような関わりを持っているのかという、そのような図が、私は個人的にはわかりやすいような気がしました。

基礎自治体がこのネットワークの図を使うというのは、行政の中の庁内の連携と、あと地域の関係機関を巻き込んだ連携ということのすみ分けで使うのはわかるのですが、ただ、区市町村内の体制というのと、東京都の関係とか、このネットワークの図はわかりづらいと思うので、東京都と都下の区市町村や民間団体とが、どのように関係しているのかという、その図にいったほうがわかりやすいのではないかと個人的には。

【鈴木部会長】 私たちは言いつばなしで申しわけないと思っていますけれど、いろいろなことがここに含まれましたね。だから、分けてもいいかもしれないと思うのです。都のつなぎの役割と、それからこの図と、2種類ぐらいあってもいいのかとは思っています。

【中山課長】 ありがとうございます。

【鈴木部会長】 それと日高委員から出た研修なのです。このような場合は、それぞれ医療も福祉も心理も、そして教育も司法も含めて、さまざまな専門家が集っているわけですから、それぞれの視点での研修というものを一緒にすることは可能だと思うのです。ゲートキーパーは1つのアプローチとして、それだけでほんとうにいいのか。質も問題ですが、アプローチも少し考えてもいいのかなとは思いました。これは私の意見です。

どうぞ、お願いいたします。

【小高委員】 前々回に質問させていただいた内容に重複するかと思うのですが、評価に関して、これまでの評価の部分は削除されたということだったので、今後の評価について、この計画を立てて実施して、その後のPDCAのCに当たる評価の部分というのは、各取組に関して何らかの目標があるというのは、たしか前々回にお答えいただいていたかと思うのですが、実際に計画書の中に全てを盛り込まずとも、このような評価を実施して、その後の見直しにもつなげていきますというような文章があってもいいのかという気はしたのですが、そのあたりを教えていただければと思います。

【鈴木部会長】 いかがですか。

【中山課長】 計画の策定のところで、計画期間はこうですというのがあって、評価もしますよということが入っていたほうがいいのではないかという感じですか。

【小高委員】 厚労省からのガイドラインなども、評価指標を具体的に挙げるようにという形で、最後のほうにあるかと思うのですけれども、おそらくそれぞれ個別の評価は行っていくかと思うのですけれども、文言として、資料が別にあるかとは思うので、ここには評価というか、載っていないと思うのですけれども、評価という文言をちゃんとどこかに入れておいたほうがいいのかと。全体の評価となると、かなり難しいかとは思うのですけれども、話がまたそれですけれども、評価委員のようなものは設けられるのかどうか、そのようなことも含めて、4ページのところには実態の分析結果や社会情勢の変化等を踏まえて適宜内容の見直しを行うこととしますという文章はあるのですけれども、これに取組の評価や成果等も含めてということでは必要ないのかなと疑問に思いました。

【中山課長】 質問のお答えになっているかどうかと思いますが、29ページの33行目で、ここで東京会議の運営の話をさせていただき、この部会も東京会議の部会なのですけれども、この東京会議の最後、運営し、自殺対策の取組成果の報告や都計画の進捗管理・評価の検証を行いますという形で記載させていただいているのですけれども、これとは別にということですか。

【小高委員】 評価という文言が出てはいるのですけれども、埋もれた感というか、評価というのはPDCAでいえばCの部分というのは、かなり重要ポイントだと思われるのですけれども、全体としてこのように評価をしていきます、それのもとに内容を改善していきますというような項目があってもいいのかなと思った次第です。

【中山課長】 ありがとうございます。そうすると、最初の計画の趣旨とか、そのようなところとかなり近い趣旨なのかなと考えますので、そちらに少し記載方法を検討させていただきます。

ありがとうございます。

【鈴木部会長】 お願いします。

【日高委員】 質問ですが、30ページのゲートキーパーの養成のところの中の役目が、ゲートキーパーは13行目からの3行で、見守りながら相談・支援機関につなぐ役割というのが1つあって、ゲートキーパーの養成のための指導者の育成をします。それで、その下の18行目からのところが、これはゲートキーパーを育てる指導者の役目として理解す

ればいいのですか。地域においてゲートキーパーの連携を調整して、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材というのは誰というのが、もう少し明確に表現しないと、この役目はすごく難しいので、そのような人を、ただ研修を1回受けて指導者ですという、過去に私もやっていたけれども、その人に向けた役目というのは非常に厳しいような感じがするので、これは何をイメージしたかを書いていったほうがいいかなと思いました。

【中山課長】 調整させていただきます。検討します。御意見はわかりました。

【鈴木部会長】 お願いします。

【清水委員】 生きる支援の一覧のところなのですが、資料のページでいうと46ページです。今回これを出していただいて、この46ページから48ページの3ページ分が生きる支援関連施策の、今出ている全てということになりますか。都道府県の計画策定の手引きに関連資料として、事業の棚卸しの事例ということで、生きる支援に関連するさまざまな都道府県や市町村の事業がリストアップされている資料があるのです。それは、例えば東京都でも、広報東京都という広報紙があるのです。そのような広報紙を使って自殺対策の啓発をするというようなことも、生きる支援になり得るわけですし、あるいは図書館を拠点とした啓発事業ということも、当然これも生きる支援の関連施策になり得るわけです。

あるいは、長野県では水道メーターの料金票というか、全国に配達される通知票がありますが、あそこに3行ぐらい書けるスペースがあるのです。そこを使って自殺対策強化月間や自殺予防週間には相談電話の番号を周知するとか。

東京都で抱えている事業は、ほかの都道府県と比べても、多分自治体の中で一番多いと思うのです。多分2,000は超えるのではないかとれますけれども、その2,000ぐらいの中で自殺対策に関連させ得るものは、おそらくたくさんあるので、それがこの3ページ分だと非常にもったいない。先ほど私がお話しした広報紙とか、ラジオとかテレビとか、そのような広報媒体も都であれば持っているのではないかと思います。そのようなものの中で、この計画5年間のうちの1回やってもらうだけでも全然違うと思いますので、何かそのように食欲に、厚労省が出している資料もあるので、それを参考にしながら、ぜひもっと抽出していただくのがいいのではないかと思います。その点はいかがですか。

【中山課長】 御意見ありがとうございます。啓発のところは、まとめて書いてしまったりもしていて、こちら基本施策にいろいろ啓発の関係を載せていたり、あと、例えば43ページの真ん中のところ、マスメディアを活用した啓発とか、こういった形で啓発をそ

れぞれに入れて、今整理させていただいているのですけれど。東京都のホームページとか、広報紙も今も活用していますし、それは当然といたら変なのですけれど。

【清水委員】 ただ、これは責任が多分広報紙は広報課ではないですか。

【中山課長】 いえ、掲載するほうなのです。文章を入れるほう。

【清水委員】 そうすると、事務局として広報紙にも載せるということを依頼すれば、それは載るような形ですか。

【中山課長】 そうです。

【清水委員】 そのようなことなのですか。であれば、何かもっと細かく書いていただいたほうが、私はいいのではないかと思います。それこそエクセルの一覧で。大体ほかの自治体は今、計画策定に取り組んでいる、モデルをやっているところは一覧に。

【中山課長】 東京都広報もですし、ホームページもありますし、あとデジタルサイネージとかいろいろなものを使ってやっているのです。それを一覧にして入れたほうがいいという意味ですね。そこは工夫させていただきます。

【清水委員】 せっかくいろいろやられているわけなので。

【中山課長】 都内は結構様々なビジョンが多いので、そのようなものも活用しているので、そこは整理させていただきます。

【鈴木部会長】 ありがとうございます。東京の持っている可能性というところは、私も期待していきたいと思っておりますので、大変な作業にはなるとは思いますけれども、1つお考えいただきたいと思いました。

どうぞ。お願いします。

【青木委員】 日野市でございますけれども、計画に対する意見といいますか、42ページ以降、今後の事業計画ということで載せていただきましたので、日野市の場合、既存の計画がありますので、ここでガイドラインと照らし合わせて、どこが足りないかとか、その辺の作業を始めたところでございますして、年に数回、自殺対策の推進委員会という、いろいろな分野の入っている委員会がありまして、おとといの夜、実はその委員会がありまして、お話できる範囲で東京都さんの策定状況を御報告をさせていただきました。

それで、区市町村への支援強化という部分が、各委員さんは大変期待をされておりました、例えば42ページのところなのですけれども、区市町村等への支援強化ということで、財政支援は、できれば10分の10の補助金などを新設していただいて、それが非常に後押しになると思われましたので、委員の方からも、今日私がここに来るといのは知ってい

ましたので、ぜひお伝えいただきたいということでございます。

今、日野は、多摩市さんとやっている自死遺族の、それも当初10分の10のお金の後押しがあったというように聞いておりますので、なかなか難しいかと思えますけれども、そこをよろしく願います。

あと、日野と多摩市がやっているわかちあいのときのように、少し区市町村の間の先導役のように東京都さんがなっていると、今回わかちあいの会も、実は多摩地区のほかの自治体から一緒になどというところもあったのですが、なかなか調整できない部分があるので、そのようなところに東京都さんなどが入っていただくと進みやすい。それはわかちあいの会だけではございませんけれども、そこをよろしく願います。

あと、事業者向けですから、45ページの辺ですか、職場における自殺対策の推進ということで4番目、うちは大きい日野自動車さんなどがあるので、会社からも委員に入っているのですが、自治体によってはなかなか事業所向けのところは難しい部分があるので、ここは広域的な自治体の東京都さんがやっていただくほうが効果的ではないかという意見が、おととも出ました。

それから、44ページですか、若年層対策の推進ということで、SOSの出し方に関する教育ということで、SOSをいくら出してもキャッチできないとどうにもならないということで、実は教育委員会からも委員が入っておりまして、一番下のところの教職員に対する理解促進というところで、ここは変更して、SOSのキャッチの仕方を、例えば新任の教員ですとか、そういったところに集中的にやっていきますということを、日野の場合はですけども、動き出しをしておりますので、SOSの出し方に絡めて、キャッチの重要性のようなところも出せば出していただいたほうが、これはこの分野だけではないのですが、情報発信も発達した情報のキャッチの仕方の部分が、生活困窮者の部分などでいろいろ課題になっておりますので、そのような意見が日野の委員さんから。もちろん、これはそのまま見せてはおりませんが、そのような状況がございましたので、よろしく願います。

以上です。

**【鈴木部会長】** 御意見ということで、財政支援の問題と、それから橋渡しを都にお願いしたいということで、日野、多摩の動きというのは、とてもユニークかつ意味あるものだと思いますということと、SOS教育の、やればいいというわけではなくて、中身が問われてくるであろうといったときの研修も含めて、もう少しということですね。

【青木委員】 はい。

【鈴木部会長】 どうですか。

【中山課長】 ありがとうございます。まず財政支援でございますけれども、ありがとうございます。

【青木委員】 いろいろ難しいと思うのですけれども。

【中山課長】 努力をさせていただきます。

あと、2点目の、今部会長からユニークなというお話がありました。複数の自治体でやるというお話ですけれども、先ほども都下の団体の取組状況の調査もさせていただいているということで、今まだでき上がってなくて、チェック中なのですが、報告書をつくる予定になっています。これが団体の取組と、あと区市町村の状況をそれぞれ整理したものになっていて、この中で団体の取組を一覧にさせていただいて、その中で主要とする地域ですとか、各団体の取組内容ですとか、あとは今実際その団体がどういったところと連携しているかというのを表にしています。例えばAという団体があれば、そこは今民間団体と協力して連携しているとか、区市町村と連携しているとか、企業と連携しているというのをわかるように整理させていただいていますので、こういったものを参考にしながら、近隣の3市ぐらいですとか、そういったところでどんどん進めていけるようになるという思いも含めて、つくらせていただいていますので、また提供させていただいて、皆様方と協力しながらやっていきたいと思っております。

企業のところにつきまして、45ページですか、職場における自殺対策というところでは、東京都がという御意見ありがとうございます。東京都でも、そこは重要と考えておりまして、今回30年度から新規事業という形で立ち上げさせていただいております、やっていく予定でございます。企業経営者等に対する理解促進というところは、平成30年度予算から議会を通れば実施できるということで、今進めているところでございます。

あと、SOSの出し方もそうですが、そのキャッチというところでございますけれども、まず、日野市さんから生活困窮の話がございました。今年度、生活困窮制度自体は、実は私たちの所管ではなくて、隣の部の生活福祉部というところの生活保護をやっているところと一緒に、今政策を進めておりまして、そこが生活困窮の相談窓口の研修を実施しております。その中に私どもも入って行って、一緒に研修をやるというような形で、少しずつですが、キャッチするところに自殺の対策のところも入っていくように、今努めているところでございます。

今日やって、明日すぐということにはならないとは思いますが、そういった少しずつの積み重ねで、さまざまな相談機関の方々が自殺対策に寄与していただけて考えておりますので、今は生活困窮でしたけれども、例えば区市町村にあります子供家庭支援センターの職員さんですとかも、私どもの研修に参加していただいたりということで、今どんどん広がっていったのではないかと。

私どもからも、これまでは区市町村の自殺を所管しているところにしか御案内していなかったものを、こどもの関係の所管のところとか、生活困窮の所管のところとかにも御案内させていただいて広げていくような、少しずつですけれども取組もしておりますので、その辺を継続的にやっていければと思っております。

**【鈴木部会長】** ありがとうございます。

お願いいたします。

**【徳丸委員】** 今、伺っていて、思い出したことがありました。いろいろな区市町村の職場に御案内していただくということで、それが区市町村に届いたときに、宛名によってうまく届いている場合と、届いていない場合があるというのが実際のところなのです。例えば、何々主管課というような宛名で送られていますと、最終的に全部がその自治体の担当部署、例えば保健所とかにぐるぐる回ってくるというようなことが起きますので、はっきりどこどこというように送っていただけると、封をちゃんと開けるのではないかと思います。それが1点。

もう1つ、今、新規事業で企業経営者等に対する理解促進の事業を実施されるということ伺いまして、このようなことを東京都がしていただけたということが、ほんとうに地域ではありがたいと思えました。もう既に計画がおありかと思えますけれども、例えば、ある程度の地域ごとに開催して、そこに自治体の担当者ですとか、担当部署の課長ですとか、ぜひ呼んでいただいて、このような研修の場を地域と職域をつなげるチャンスというように使うというか、そのようにしていただけたら、少しつながりがつくのではないかと思います。

**【鈴木部会長】** ありがとうございます。

そろそろ次の議題に移りたいと思えますけれども、もう一度御意見いただけますか。御質問ございますか。

それでは、引き続きまして、前回の部会におきまして保留となっておりました、東京都自殺総合対策計画(仮称)のサブタイトルについて、事務局から説明と提案がございます。

よろしくお願いたします。

【中山課長】 サブタイトルでございますが、資料1の表紙を御覧ください。前回3つ挙げさせていただき、いろいろ御意見をいただいて、この案でいかがかというところで、自殺総合対策大綱から取らせていただきまして、『「誰も自殺に追い込まれることのない東京」の実現を目指して』というサブタイトルにしたいと思っております。

【鈴木部会長】 ありがとうございます。このサブタイトルにしたいということでございます。何か御意見等ございますか。よろしいですか。

ありがとうございます。それでは、この線でいきたいと思っております。

それで、議事はこれで終了させていただきたいと思っておりますけれども、全体を振り返りまして、会議全体も含めて、皆様何か御発言等いただけますか。決して強制とか、そのようなことではないのですけれども、高島委員ですとか、斎藤委員ですとか、森野委員ですとか、何かございましたらいただきたいと思っております。お願いたします。

【高島委員】 警視庁の高島です。意見というより要望というようになってしまうのですが、警察で自殺企図者を保護した場合、家族とかいけば家族に引き渡すことができるのですけれども、いない場合に、結局、こころといのちのサポートネットを活用させてもらったり、あとは区役所とかが引き取ってくれるわけでもなく、私も保護解除して目の前で飛ばれてしまったこととかあるのです。

なので、一時的に24時間体制で対応していただけるようなところがあれば、すごく助かります。保護業務は結構簡単に見えるのですけれども、時間もかかって、人も要して、厳しいなところが警察にございますので、そのようなところがあれば、現場の意見として、すごく助かるなというものがあります。

以上です。

【鈴木部会長】 ありがとうございます。

【清水委員】 いいですか。私もいろいろな自治体の自殺対策の協議会等で研修したり、会議に参加したりするのですけれども、ほぼ例外なく、全てとっていいと思っております。現場の警察署の方たちが一番苦慮しているのは、まさに自殺行動に至って、家族に引き渡せない、その人を保護できるのは24時間で、しかも大体夜保護して、朝帰っていただかなければならない中で、このまま保護せずに帰したら、また自殺行動に至ってしまうのではないかと思います。でも強制力があるわけでもないのです、引き渡す先がないので、そこで、そうせざるを得ないというのは全国で起きているので、国でも、そこは何とか体制を

整えるべく、できないかという議論は、今までもやってきたのですけれど、もっとこの計画策定を全自治体がやる中で、努めていきたいと思えますけれど、まさにそのところは、ほんとうに課題となっているのです。

もし、国が音頭を取る形でなく、自治体が音頭を取ってやっていくとしたら、多分それが一番できるのが、財政的に東京都だと思うのです。ほかの自治体にはとてもできないのです。ですから東京都でモデル的にでも何かこのような形で、一時シェルターのようなところで保護して、そこを拠点に何か生きる支援が展開できるというようなことができれば、ありがたいなという感じはします。

いきなり国の制度に持っていくのはなかなか難しいところもあるので、現場の警察官の方たちが、そこは一番苦勞されているところだと思います。

【徳丸委員】 今回のケース、精神保健福祉法の警察官通報で医療保護入院。

【清水委員】 だから医療保護できる人はいいのです。できない人。

【高島委員】 精神錯乱で自傷他害のおそれがある。

【徳丸委員】 自殺は自傷他害ということで、東京都がまさに鑑定をしてくれるわけですが、程度問題ではありますけれども、可能性としては1つあるかなとは思いますが。

【藤澤委員】 私も同じ点で、措置入院の適用というのをお考えいただくのはどうかと思うのです。難しいのですか。逆に、どの辺に課題があるかを、私たちの精神医療の側として考えたいと思います。

【高島委員】 通報しても、診察すらしてもらえないことが半分ぐらいあります。精神錯乱で自傷他害のおそれがあるということが要件なのですが、それを夜間であればひまわりに通報して、このような現状なのですがと説明しても、自傷の程度が薄いのですとか、そういった回答で診察もしてもらえないようなことも結構あるのです。

【藤澤委員】 端的に、窓口になるのはどこが判断して、そのような形になっているのですか。各医療機関ということですか。措置鑑定の。

【高島委員】 昼間は保健所です。保健所に通報して、そこから東京都福祉保健局に行っていると思う。夜は、通称ひまわりというところに通報して、そこから東京都福祉保健局の管理職に当たる方に。

【中山課長】 精神医療のところですよ。

【高島委員】 夜間個別に私用携帯に問い合わせが行って、そこから回答をもらうというように聞いています。

【鈴木部会長】 だから、その間ずっと対応されているのが警察の方なのだけれども、そこに対する支援体制も、まだおぼつかないのではないか、見えていないということです。現場は対応せざるを得ないという、抗議ではないけれども、意見が出ましたので、これをまず記録にとどめていただいて、今、清水委員が言ったように、国のセンターなのか、それとも都ができる範囲でやっていくのかということも、多分見極めが問われてきているのだと思うのです。そのような意見が出ました。

【清水委員】 補足でいうと、その後は措置入院の対象にならない、つまり精神疾患ではないと考えられる、でも自殺念慮者はいるので、そのような人たちは措置入院もさせられない。仮に話が通る回路があったとしても、それはさせられないので、そうすると、もう警察としては、その方を入院させることができない。家族に連絡が取れなかったり、家族がいなければ、家族に引き渡すこともできない。そうすると、帰っていただくしかないという、そのような現状なので、これはほんとうに、どの自治体の、どの協議会に行っても必ず出る話です。

【藤澤委員】 私の私見ですけれども、背景には、これまでの精神医療が精神病性障害とか、統合失調症を中心とする医療に偏重しておりまして、自殺というのは精神疾患だけではなくて、社会的なこととの両輪なのですけれども、後者に対する認識が精神科医の中で薄いというのはあるのではないかと思います。

結局、措置鑑定に関与するのも精神科医の判断がかなり大きいと思いますので、逆に今回の重点施策の中で自殺未遂者支援ということが1つ挙がっておりますけれども、そのこの研修の中に、そういったものに対する研修を盛り込んでいただくとか、そのことを検討いただいで、精神科医の認識の向上ということも考えていただいてもいいかもしれません。

【鈴木部会長】 ありがとうございます。

よろしいですか。では、斎藤委員、よろしく願いいたします。

【斎藤委員】 先ほどSOSの出し方に関する教育の取組につきまして、受けとめ方が重要であるというお話をいただいております。教育委員会も、このことは十分認識をしています。今、学校はいじめ防止や不登校等の予防のための研修会は繰り返し行っているところですが、そこに自殺対策の視点が十分にあるかという、まだ十分にあるとはいえないと思います。

今回、SOSの出し方に関する教育のDVD教材を3月に東京都の公立学校全校に発出して、来年度は全ての学校でそれを活用して授業を行うことになっています。この機会に、

DVDを活用して授業を実施する当該学年だけではなくて、校内研修等を通して、まずは全ての教職員がSOSの出し方に関する教育の目的や内容を理解するようというのを指示していきたいと考えています。

そして、それから受けとめ方をどのように具体的に、どのような言葉で受けとめるかとか、そういったことを教職員の研修も常に段階的に進めていかなければいけないと考えておりますので、受けとめ方、しっかり認識して、全ての学校が進められるよう支援していきます。

以上です。

**【鈴木部会長】** ありがとうございます。

それでは、森野委員、よろしく願いいたします。

**【森野委員】** 最近幾つか自殺未遂とか危機的な状況の相談があって、実際の問題というのは地域横断的であったり、問題横断的な面が多いのです。例えば多重債務とか失業とかメンタルヘルス全部かぶってくるとか、東京に来て相談しているけれども、実は田舎から出てきて危機的になるとか、そういったときに私の関わっている幾つかの団体では地域間で連携を取り合ったり、問題に応じて窓口につながったりということをやっている、力量のある方がコーディネートすればできるのですけれども、その辺、ここにもちゃんと書いてあって、29の関係機関・地域ネットワークの強化のあたりにしっかり書いてあるのですけれども、個々の窓口でいろいろ対応しようという問題が総花的になればなるほど、自分にも関係あると各機関は思うのですけれども、そこでとどまってはだめで、各機関が他地域との連携とか、ほかの問題との横断的なものも意識しつつ自分のところがかかわるというようなところ、そのように書いてはあるのですけれども、各論の冒頭に書くとか何かしたほうがいいのかなどと思いつつ発言できなかったのですが、東京都を超えたところは無理でも、都内の問題については東京都がコーディネートするのには任せるのではなくて、各窓口がそのような意識を持って関わるというのが、どこかにあったほうがいいのかなど思ひまして、そこが一番ポイントで、窓口が充実しても、問題がそこでとどまって解決しないのではなくて、順番に問題を受け渡しながらも、全体的に解決に向かうというイメージは、ネットワークとかそのようなところなのかなと思ったので、意見として述べました。

**【鈴木部会長】** ありがとうございます。

**【森田委員】** 例えば、斎藤委員から小学校でこどものSOSの出し方についての教育ということで、30年度から小中学校で行われるという話を聞きまして、実は学校の現場

の養護教諭の先生とか、生活指導の先生から自治体に保健師さんを派遣してほしいというか、保健師さんで教育をしていただきたいという依頼が来ているというお話を耳にしているのですけれども、役所も人員不足というか、人手不足の面がどの自治体もございますので、学校の現場の御指導をよろしくお願ひしたいというのが1点でございます。

あと、どうしても気になるのが区市町村への支援ということで、先ほど日野市さんからもお話があったのですけれども、昨日、私どもの地区の8自治体の保健所連絡会というのがございました。自殺対策のことが議題に上りまして、計画を策定していく上で一番気になるというか、問題点は、マンパワーに不足ということと予算関係というようなことで、お話がありました。8自治体の中で30年度に計画策定を予定しているのは、うちも予定しておりますけれども、8自治体のうちの3自治体が計画を予定しております。

その中で、どうやって進めていったらいいのか、委員さんの選定とか、そういった細かいものを地域としては東京都さんに御紹介をいただくとか、指導をお願ひしたいということで話がありましたので、この場をかりましてお願ひをさせていただきたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

**【鈴木部会長】** ありがとうございます。最後に至りまして、かなり本質的かつ大切な問題が出てきましたので、継続して私たちの問題として考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、次第の3、その他ですけれども、事務局から何か追加事項はございますか。

**【中山課長】** それでは事務局から、机の上に置かせていただきましたチラシが2種類、オレンジ色のものと、緑色のものがございます。オレンジ色のものが、3月の「自殺防止！東京キャンペーン」の普及啓発用チラシになります。表には都の自殺相談ダイヤルの案内、裏面には、電話相談に取り組む民間団体等の特別相談の実施予定表を掲載してございます。

また、3月14日、都民ホールで筑波大学の斎藤先生をお招きいたしまして、「ひきこもりと自殺いかに対話するか」という講演をいただく予定でございます。

また、緑色のものは斎藤先生に御講演いただく3月14日のチラシになります。宣伝させていただきました。

お配りしたチラシ等については、関係機関にも広報していただけると幸いです。また、事務局に御連絡いただければ、別途郵送させていただきますので、もし何かあれば御連絡ください。

事務局からは以上でございます。

【鈴木部会長】      ありがとうございます。

それでは最後に、今後のスケジュール等について、事務局から御説明をお願いいたします。

【中山課長】      本日は、多くの貴重な御意見をありがとうございました。本日いただいた御意見と、また私ども内部の調整も踏まえまして、この計画の原案を修正したいと思っております。

今後のスケジュールでございますけれども、今年度の部会は本日の第4回をもちまして終了となります。皆様方には後日、修正した原案を送付させていただきますので、お手数とは思いますが、再度御確認をお願いしたいと思います。その後、来月2月23日の金曜日には、第2回自殺総合対策東京会議におきまして、この計画の原案について確認をさせていただき、御承認いただければパブリックコメントを実施する予定でございます。そちらの東京会議には、鈴木部会長にも御出席いただければと思っております。

また、翌年度5月にはパブリックコメントでいただいた御意見等を踏まえまして、再度検討するための計画策定部会を開催したいと考えておりますので、お忙しいところ恐縮ではございますが、御出席のほう御協力をお願いしたいと思います。

2点目でございますけれども、本日配付いたしました資料については、もし、お荷物になるということございましたら、席に置いておいていただければ、後ほど事務局から郵送させていただきます。また机上配付といたしました緑色のファイルについては、そのまま残していただきますよう、お願いいたします。

また、お車でお越しの方は、事務局で駐車券を用意してございますので、お申しつけください。

計画策定部会、今年度は最後になります。かなり下半期に、ほぼ月1回ぐらいのペースで皆様に都庁まで御足労いただき、長時間また活発な御意見をいただいたことに大変感謝しております。ほんとうにありがとうございました。来年度以降も、この計画策定については、まだ完成版ではございませんので、また御協力いただくことになるかとは思いますが、その際もよろしくお願いいたします。

事務局からは以上になります。

【鈴木部会長】      ありがとうございます。

本日は長時間にわたって御討議いただきまして、まことにありがとうございます。これ

にて平成29年度第4回自殺総合対策東京会議計画策定部会を閉会したいと思います。

ありがとうございました。

— 了 —